

保険医療機関における書面揭示事項（施設基準等）

■初診時の「機能強化加算」について

当院は「かかりつけ医」機能を有する病院として、機能強化加算を算定しています。初診の患者さまに、必要に応じて次のような取組みを行っています。

- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
- 必要に応じて専門医や専門医療機関をご紹介します。
- 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- 体調不良時における夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。
- 受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います。

*厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

■医療情報取得加算について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さまの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

区分	マイナ保険証利用時に情報取得同意	点数
初診 (月に1回)	する	1点
	しない	3点
再診 (3月に1回)	する	1点
	しない	3点

■生活習慣病管理料Ⅱについて

2024年度診療報酬改定における厚生労働省の指針に従い、個々に応じたより専門的・総合的な治療管理をおこなうため、「特定疾患療養管理料」から「生活習慣病管理料Ⅱ」へ移行いたします。

【対象となる患者様】

高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかが主病の方

【療養計画書】

医師・看護師など専門職種より療養計画書について説明・同意（署名（初回のみ））をいただく必要があります。*療養計画書作成にあたり身長・体重測定をさせていただきます。

【窓口負担】

これまでの金額から変更があります（以下の表参照）。

ご理解、ご協力お願いいたします。

2024年5月31日まで		2024年6月1日から	
再診料	73	再診料	75
外来管理加算	52	(なし)	
特定疾患療養管理料	87	生活習慣病管理料2	333
特定疾患処方管理加算2	66	(なし)	
処方箋料	68	処方箋料	60
合計	346	合計	468

1 割負担の方⇒約 120 円増額

2 割負担の方⇒約 240 円増額

3 割負担の方⇒約 370 円増額

■長期収載品にかかる選定療養費について

令和6年6月に実施されました診療報酬改定により、令和6年10月1日から長期収載品を患者さん自身が希望した際に選定療養費として自己負担が発生します。

【対象】

後発医薬品の上市後5年以上経過した長期収載品（準先発医薬品を含む）、
または後発医薬品の置換率が50%以上となった長期収載品（準先発医薬品を含む）

【自己負担額】

後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1

【その他】

詳しくは、下記をご参照ください。

[令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みについて 厚生労働省 \[PDFファイル/235KB\]](#)

■情報通信機器を用いた診療について

当院では、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って、情報通信機器を用いたオンライン診療を行う体制を整備しています。

必要に応じて、研修を受けた医師がオンライン診療を行う場合がございます。

なお、安全性を守るため、オンライン診療の初診において向精神薬の処方はいりません。

高知生協病院
病院長